

「ALL RIGHT」



(オーライ) 「大丈夫／うまくいく (All Right!)」
「誰にも (All)、幸せになる権利 (Right) がある」

Vol.5
2024年10月

●地区の動き

「地球沸騰」の2024年夏…各支部の活動も“激アツ”だった——

草の根の地域支援ネットワークづくり、一挙報告！

東京社会福祉士会立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部では、現在7支部が設立されて、それぞれに特色ある活動を展開しています。日本列島が記録的猛暑にさらされた7月から9月の間にも、5支部において計7回のイベントが開催され、まさにイベントラッシュの夏でした。支部の皆様におかれては、大変なお骨折りのもと、多くの方の参加を得て“顔の見える関係づくり”を着実に進めてくださり、誠にありがとうございました。以下、それぞれの代表的なイベントの様相について、ご報告いたします（今回活動をお伝えしなかった支部においても、その他の活動を着々と計画・準備・実施中であることを申し添えます）。

（取材・執筆：立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部：部長 生駒友一／事務局長 藤田知美）

東京都下で7支部がネットワークづくりを展開している地域



もくじ

- 2024年夏、各支部の活動も“激アツ”だった——
草の根の地域支援ネットワークづくり、一挙報告！…………… 1
- 基礎分野研修Ⅱ…………… 7
本人の“自律的な意思決定”を引き出し、
納得のいく決断を支援する「動機づけ面接」
- 関係機関との連携体制構築…………… 8
立ち直り支援事業部、東京保護観察所と意見交換

- 専門分野研修Ⅲ（12/1）の開催案内……………11
- 基礎分野研修Ⅲ（1/26）・Ⅳ（3/23）の開催案内……………12
- 司法福祉ニュースレーダー…………… 14
来年6月に迫った「拘禁刑導入」、各刑事施設での対応は？
保護司制度見直しで検討会最終報告、改正法案提出へ
- リレーコラム「更生保護施設職員の役割とは」……………16

おおた社会福祉士会支部

「拡大定例会」開催（7/17）

「行かにはあいいけん」の言葉に背中を押されて

おおた社会福祉士会支部は7月17日、大田区民ホール・アプリコ展示室で7月拡大定例会を開催。元暴力団組員で過去に4度の刑務所入所歴がある小玉幸浩さん（コミサポひろしま代表）が、ゲストスピーカーとして能登半島地震の被災地・輪島市からオンラインで登壇され「コミサポひろしまの活動～『行かにはあいいけん』ある青年と交わした言葉に背中を押されて～」と題する講演を行いました。進行は青木真穂さん（一般社団法人日本新人育成トレーナー協会 代表理事）と、大西恵子さん（Office Flow代表）が担い、会場参集およびリモート併用で実施しました（参加者は会場29名・Zoom48名）。

小玉さんが代表を務める「コミサポひろしま」は、平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害を契機に創設されたボランティア団体（広島県呉市）で、建築や土木などの専門知識を持つメンバーで構成されています。チェーンソーやバールを携え（時には重機を伴って）被災地に駆け付け、物資支援や道路の障害物の撤去、倒壊危険物の除去、屋根の応急修理などのほか、依頼を受けて倒壊家屋などに入って思い出の品や貴重品を捜すなど、被災地のひとり一人に寄り添う思いを大切にしながら、地域の復旧・復興へ向けて活動を行っています。

人に歴史あり。縁が導いた「支援者としての生き方」

小玉さんは自身の半生を振り返り、幼少時代、若くして暴力団に入った時のこと、暴力団から足を洗うも覚醒剤を止められずに刑務所に服役したこと、介護ヘルパーとして重度身体障害がある青年・佐田尾さんとの出会いと別れ、その佐田尾さんとの出会いが災害ボランティアへの道を拓く道標となったこと——などを語りました。

参加者からは「仕事終わりの夜の時間ではあるけれど、もっと聞きたいと思わされる価値のある時間を過ごせました」といった感想が届けられています（文責：生駒友一）。



おおた社会福祉士会支部 「拡大定例会」開催 (8/4)

犯罪により傷ついたすべての人への支援を考える

おおた社会福祉士会支部は8月4日、「非行や犯罪をした人たちの被害にも向き合おう～犯罪により傷ついたすべての人への支援を考える～」をテーマに8月拡大定例会を精神障害当事者会ポルケとの共催で開催しました。会場参集(会場=新蒲田区民活動施設)およびリモート併用で実施し、参加者は会場45名・Zoom64名でした。

精神障害当事者会ポルケは、2016年に発足した精神障害当事者により運営される障害者団体です。団体名にある「ポルケ」は、「なんでだろう」「疑問」という意味のスペイン語に由来しており、精神障害があることによって経験する苦い経験や辛さも含めて、ひとりで抱え込まずに言葉にしていこう！という思いが込められているとのことです。

加害者の内側に積み重ねられた「被害経験」、それも含めて丸ごと支える

精神障害当事者会ポルケ代表の山田悠平さんのご紹介により、ゲストスピーカーとして熊本大学法学部教授の岡田行雄さんが登壇され、被害者・加害者を超えて、「被害を受けたすべての人への適切な手当てや支援が検討実施されることの重要性」について講演しました。

岡田さんは、犯罪者や非行少年の多くはその内面に、他者から過去に与えられた手ひどい「被害経験」(いじめ、暴力、虐待など)が積み重なっていて、時を経てもなおそこから様々な形で解決しがたい生きづらさをもたらされ、苦しみに塗りつぶされた日常の中にいるのだといいます。そのうえで、犯罪被害者やその家族が受ける被害はもちろん、非行や犯罪をした人たちの被害に対しても、社会としてしっかり向き合うことが大切であると提唱しました。

立ち直りを支えるソーシャルワーカーとして、本人(加害者)の内側に積み重ねられた被害(加害者をして犯罪に向かわせることとなった根源的な被害)を含めてまるごと支えるため、あるいはそもそもそうした被害が生じないようにするためにも、地域ネットワークの構築が必要であるのだと思いを新たにしました(文責:生駒友一)。



杉並支部

「しゃべり場」開催 (9/24)

当事者の目線でモノ申す、「良かった支援、違和感を感じた支援」

杉並支部（立ち直り杉並）では、今年の7月から、「しゃべり場」という勉強会を2か月ごとに開催しています。①参加者それぞれが持つ社会資源を共有して相互理解を進めること、②立ち直り支援に関心を寄せる支援者同士の交流と連携を図ること——を目的としています。

この日は今年度の2回目。元女子受刑者で、現在は依存症者や元受刑者、その家族の支援活動を行っている湯浅静香さんをゲストスピーカーに迎え、「良かった支援、違和感を感じた支援」をテーマに、17名の参加を得て開催されました。

湯浅さんは、当時の支援者が自分に向けてどのような言動を行っていたかについて、記憶をたどって具体的に紹介（ここでは割愛します）され、そのうえで、「支援を受ける側」の立場からはどう感じられたかを明かしました。

「一人の国民として見てほしかった」

「満期を迎えた後も相談に乗ってくれる窓口・機関を教えてほしかった」

「当事者の気持ちを想像できていない」

「支援者だけで進んでいるイメージ」

「善意の押し付け、自己満足」

その場でお話を伺っていた私（藤田）も驚いたり、事例に出てくる支援者の無神経さに腹を立てたり、他人事とは思えずドキッとしたり……。千々に感情が揺さぶられました。

「立ち直り」という言葉は誰目線？

“しゃべり場”は1時間ほどで閉会し、その後「放課後タイム」として任意で希望者の意見交換の時間が持たれました。私も参加させていただき、そこでは「立ち直り」という言葉・概念をめぐる丁々発止の議論が交わされました。

- ・「立ち直り」という言葉自体に圧を感じてしまう
- ・「立ち直り」は目標ではなく手段なのかもしれない
- ・「立ち直り」という言葉の軸は、当事者ではなく支援者側の思いに由来しているのではないか
- ・「回復」という言葉でも、“新しい自分になりたい”という気持ちとは距離がある
- ・元には戻れないという痛みもある
- ・分かり合えないからこそ、当事者ではないからこそ——という考え方もあるのでは。
- ・「やり直し」といった情熱をもって活動している元受刑者の牧師もおられる

——等々。支援に真摯に取り組んでおられるからこそ浮かび上がる「言葉」の是非論。重要な論点を熱く共有する放課後タイムとなりました（文責：藤田知美）。

西多摩支部 「講演会」開催（9/26）

少年院で支援にあたる社会福祉士の立場から

西多摩支部は9月26日、西多摩社会福祉士会例会として講演会「刑事司法と福祉について」をあきる野ルピアで開催しました。東日本少年矯正医療・教育センター（少年院）で少年たちの支援活動にあたる小野間佳代子さん（西多摩社会福祉士会の社会福祉士）が講師となり、ご自身が携わった刑事司法ソーシャルワーカーとしての活動、少年院において実践する社会福祉士としての支援の実例などを含めて講演を行いました。

制度上の制約で、支援や関わりが途切れてしまう

小野間さんによれば、少年院の法務教官は「送り出した出院者の少年たちに会うことは基本的に認められていない」とのこと。本人が望む支援や関わりであっても、制度上の制約により、継続されず途切れてしまうのが現実を前に、小野間さんは社会福祉士の立場で葛藤があることを明かされました。講演後は質疑応答のほか、参加者からの意見や感想を共有する時間が持たれました。（文責：生駒友一）。



江東支部 「講演会」開催（9/27）

依存症(アディクション)への理解 入門編

江東支部は、9月27日、会場参集及びオンラインのハイブリッド形式で、一般社団法人オンブレ・ジャパン代表理事の近藤京子さんを講師に迎え、講演会「依存症（アディクション）への理解 ～入門編～」を開催しました。参加者は会場10名・オンライン19名でした。

近藤さんは、予防・リハビリテーション・社会復帰支援で定評のあるスペインの非営利組織「プロジェクト・オンブレ」で依存症にかかる研修を受け、2021年3月、その理念を引き継いで日本国内に依存症支援を展開する支援機関「オンブレ・ジャパン」を江東区亀戸に設立。オンブレ・ジャパンは、アディクション問題を抱えた人とその家族が、自尊心を取り戻し、地域で健やかに生きていくことを応援するとともに、社会全体への予防・啓発活動にも取り組んでいます。なお、オンブレ (Hombre) とは、英語でいえばhuman——すなわち「人間」という意味だそうです。

依存症のリスクは「環境要因」に大きく左右される

近藤さんはオンブレ・ジャパンで実践している支援のポイントとして、▼「人」をプログラムに当てはめていくのではなく、プログラムを「人」に合わせていること▼治療共同体モデルをとり、「言いつばなし、聞きつばなし」ではなく、他者の発言にはどんどん質問してかまわない——などの特徴を紹介。

また、依存症を抱える人への支援で大事なことは、「依存症かどうか」（診断基準に合致しているか）ではなく、「生活や人生にどれだけ支障が出ているか」であり、仮に依存している状態自体に具体的なメリットがあるなら、「その人を取り巻く環境や心身の状態への目配りとサポートが必要である」と説明。参加者は頷きながら聞き入っていました。

質疑に移ると、会場から「逆境体験をバネにできる人と、依存症になる人は、どこが違うのか」という質問が寄せられました。これに対する近藤さんの回答は、「たまたま依存対象に出会わなかった、たまたま頼れる人が近くにいた等、環境が大きく影響していると思う。また、頑張れている人もつらい思いを抱えている可能性がある」というものでした。

今回は入門編とのことで、次回開催が待ち遠しく感じます（文責：藤田知美）。



●基礎分野研修Ⅱ

本人の“自律的な意思決定”を引き出し、 納得のいく決断を支援する「動機づけ面接」

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部はさる8月25日、都内の会議室で「対象者の変化や自己決定を応援できるかわりを考える」をテーマとした基礎分野研修Ⅱを開催。外川江美さん（帝京大学文学部心理学科教授）を講師としてお招きし、矯正における動機づけ面接の基礎を学び、演習に取り組みました。以下、概要を報告します。

本記事は、外川さんの講演をもとに立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部文責により抜粋して要約・構成し、外川さんのご確認をいただいで掲載するものです。



外川江美氏 プロフィール

帝京大学文学部心理学科教授、横浜市教育総合相談センタースクールスーパーバイザー、早稲田大学、北里大学非常勤講師。専門領域は犯罪心理学、投影法心理検査（TAT）、矯正教育学。矯正分野でいち早く動機づけ面接法を学び広めてきた。

動機づけ面接とはなにか？

動機づけ面接（Motivational Interviewing）とは、一言でいえば、「**対象者に寄り添って、対象者自身が変化への一歩を踏み出すことを支援**」するアプローチです。

もともと物質乱用患者に対する治療法としてアメリカで登場したもので、ウィリアム・R・ミラー（William R. Miller, Ph.D.）、ステファン・ロールニック（Stephen Rollnick, Ph.D.）らによって臨床現場で効果が確認された面接のあり方が体系化され、確立されました。いわば現場の実践知の集大成ですので、実務家にとってはそれ自体目新しいものではなく、学べば学ぶほど「これは私たちのやってきたことだ」と実感できる支援技法といえます。

従来の治療法は、「対象者に相対して、自分の悪いところを見つめて改善するよう指導」するアプローチがとられてきたので、ともすると支援者と対象者は「対立の関係」に陥ってしまいがちでした。これに対する動機づけ面接のユニークさは、対象者の中にある「**変わりたい気持ち**」と「**変わりがたくない気持ち**」のアンビバレントを尊重することで、対象者に**自律的な意思決定**をもたらすところにあります。

現在、薬物依存治療に効果的な処遇要素とされているものは、認知行動療法（行動と考えを変えて生きやすくする）、動機づけ面接、治療共同体（アメリカ型の当事者コミュニティを指す）ですが、いずれも、対象者の自律性を高めることを目指したアプローチです。

動機づけ面接で問われる支援者の姿勢・スタンス

動機づけ面接の効果としては、

- ・自分を変えようとする事への自信と意欲が喚起されること、
 - ・問題解決の当事者として主体的に取り組む姿勢が維持されること、
 - ・プログラムが終わっても処遇効果が長持ちすること、
 - ・一旦失敗してもやり直そうと再度チャレンジする気持ちになれること
- (悩むことの辛さにくじけないで悩み、その結果としての意思決定なので気持ちが揺らがない)

——などが挙げられます。

支援者の側が焦ってしまって、こうした対象者の意思決定を邪魔してしまう場合があるので、それを自覚して常に注意を払う必要があります。

動機づけ面接は、**テクニック（技法）ではなくスピリット（精神）**です。そのため、支援者の側の姿勢やスタンスが常に問われます。**協働性**（対象者が対象者自身の一番の専門家なので、支援者と共に、専門家同士として同じ方向を向いて進む）、**喚起性**（対象者が持っている生き抜く力や適応する力などのストレングスを顕在化する）、**受容性、愛他性**（対象者ファーストの精神）が動機づけ面接の精神であると言われます。

動機づけ面接においては、対象者が自分自身の言葉で気持ちや考えや体験を語ることのできる場や関係性を作ることがとても大切です。そのような場や関係性が「気持ちや考えを理解してもらえた」という体験を生み、自尊心が高まったり、指導への信頼感が得られたりします。その結果、対象者は、あれこれ迷うことを保障され、支えてもらいながら納得できる決断に至ることができるのです。つまり、動機づけ面接とは、**人を育てる関係性を築くこと**なのです。

チェンジトークを引き出して、拡大する

受容と傾聴が基礎となりますが、対象者の話をただ聞くだけではなく、**対象者の中にある「変化への意欲」を高める**ために、指示的アプローチを用います。この場合の「指示」というのは、チェンジトーク（前向き発言）を引き出し、拡大するという意味です。対象者本人の言葉を使って、チェンジトークを繰り返し対象者本人の目と耳に入れていく、「**支持して指示（方向受け）する**」ということが動機づけ面接の特徴だといえます。

チェンジトーク（前向き発言）の具体例を挙げます。

「自分でも何かやらないといけないと思っていた」

「もう迷惑を掛けたくない」

「もう施設に来たくない」

などの、対象者の「現状を変えたい」という思いが言葉として出てきたら、チャンスです。支援者は、これらの言葉を決して聞き逃さず、対象者本人の言葉を使って強調し、肯定し支持していきます。

変化への「抵抗★」とどう向き合うか

「怯え」を“怒り”として表現することで周囲を自分の思うように操ってきた人に、支援者が正面から言うことを聞かせようとしても、うまくいきません。そのようなときは、「あなたの心の中には踏み込むつもりはありませんよ」「押し付けるつもりはありませんよ」「あなたの意思を尊重したいと思っていますのですよ」と繰り返し伝えて、対象者の不安が収まるのを待ちます。

また、「怒り」という表し方ではなくても、「今のままでいい」「こうなったのだから仕方がない」「みんなやっている」という維持トーク（後向き発言）も抵抗の一つの現れ方です。抵抗に対しては、是認（肯定・支持）と聞き返し（映し返し）の応用で対応します。対象者とレスリングをするのではなくダンスを踊るかのように、支援者もその抵抗と一緒に転がることを心掛けます。

変わりたい気持ちと今のままでいいという気持ちの両方があるならば、その両方に対象者なりの不安や悩み、あるいはメリットもあるはずです。それらを整理することで、葛藤の中身が明らかになり、問題解決の練習になります。これが、本人なりの意思決定を援助するということの柱になります。

★「抵抗」について

動機づけ面接の“教科書”に当たるミラーとロールニックの著書の最新版（第4版）には、「抵抗」という概念は使用されず、代わりに「不協和」という概念に置き換えられています。その理由は、「動機づけ面接が対象者と支援者の共同作業である以上、抵抗が起こるのは対象者だけの責任ではない」と説明されていますが、矯正施設のなかで動機づけ面接を実践してきた私の認識では、「抵抗」という概念は対象者や面接構造の理解にとっても役に立つ概念であるため、ここではあえてこの言葉を使ってお伝えします。

●演習風景



研修では講義のあと、「動機づけ面接」の演習に取り組みました



参考文献

Miller, W.R. & Rollnick, S. (2023) *Motivational Interviewing Helping People Change and Grow*. Fourth Edition, The Guilford Press.
外川江美（2017）矯正施設における動機づけ面接法、臨床心理学、17(6)、金剛出版

●関係機関との連携体制構築

立ち直り支援事業部、東京保護観察所と意見交換

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部（以下「事業部」）はさる7月26日、霞が関にある東京保護観察所を訪ね、意見交換を行ってまいりました。

「誰一人とり残さないためのネットワークづくり」

ご対応いただいたのは、東京保護観察所の杉山弘晃所長、竹俣慎一次長、高橋智子社会復帰対策官。

事業部の生駒友一部長は、立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり支援事業について、「罪を犯した過去があっても、それをもって孤立に追いやられたり、生き辛さに圧倒されることのないように、誰一人とり残さず、『支え合いの輪』に包摂することを目的とした事業です」と説明し、▼休眠預金を活用した資金交付を得て実施している3か年の時限つき事業であること（2023～2025年度）▼地域単位で立ち直りに関わる人と人、人と組織、組織と組織をつなぐネットワークの構築が事業としてのゴールであること——を伝えました。

そのうえで、東京都下の各地域での司法と福祉の連携が円滑に進むように、要所要所で“つなぎ”の働きかけを行ってもらえるよう要望しました。



テーブルの向こう側で手を広げているのが杉山所長。本事業の資金分配団体である日本更生保護協会からもご臨席いただいた

「目指すところは一緒。ともに進めていきたい」

これに対し杉山所長は、「目指すところは一緒であり、地域において福祉をはじめとした関係機関との連携づくりをさらに進めていく所存である。地域のネットワークづくりに向け、保護観察所としても今後とも働きかけを行っていきたい。」と回答し、ネットワークづくりを重視する姿勢を共有しました。

本事業は3か年のうちに、どれだけネットワークを確かなものとし、取り組みの継続につなげられるかがカギとなりますが、強力な“パートナー”を得ることができました。

東京保護観察所の皆様、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。



東京保護観察所の杉山所長（右端から2人目）と当会事業部の生駒部長（右端）、小林副部長、藤田事務局長（左端）



立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業 専門分野研修Ⅲ

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業の「専門分野研修」は、対人支援の基礎を押さえたうえで、各種課題への対応およびインクルージョンに向けた啓発活動の実践等を学んでいく、シリーズ化された研修です(無料です!)

第3回は、**知的障害のある人**をテーマに学習します



発達障害・知的障害のある人の支援者のための “暮らしのルール”の伝え方

講師：南口芙美氏(社会福祉法人 南高愛隣会)

- 社会の中で暮らしていくためには、守らなければいけない「ルール(法律)」があります。しかし社会のなかには、知的障害や発達障害のためにルールの理解に困難を抱え、結果として、犯罪の加害者や被害者になってしまう人がいるのも、事実です。
- 本研修では、理解に課題のある人も含めて社会のルールがよくわかるように作成されたハンドブック『暮らしのルールブック』を用いながら、支援者として、ワークの実施方法(①社会のルールの伝え方、②ルールを破りそうになった時の対処法にかかる演習の仕方など)を学習します。ご参加いただいたその日から、現場でそのまま活用できる、実践的な研修です。



日程：12月1日(日) 13:30~16:00

形式：リモート(Zoomウェビナー)

申込：[こちらの申込フォーム](#)よりお申込みください。

右のコードを読み取って開くこともできます。

東京社会福祉士会ホームページ>本事業特設サイトと辿って開くこともできます。

応募締切日は11月23日。



問合せ先：東京社会福祉士会事務局 (TEL：03-5944-8466 MAIL：tachinaori.kensyu@gmail.com)



「南高愛隣会」とはどういう団体ですか？

長崎県下で知的障害のある人の支援をしている社会福祉法人です。罪に問われた障害のある人の問題にいち早く取組み、現在は長崎刑務所から知的障害のある受刑者のプログラムのモデル事業も受託しています。



『暮らしのルールブック』はどこからでていますか？

社会福祉法人南高愛隣会の基金である「共生社会を作る愛の基金」が制作・販売しています。このほか、南高愛隣会で実施している学習活動を土台に、全国どこでもルールブックを用いた学習ができるように、『暮らしのルールブックの使い方』という書籍も制作・販売されています。



自然災害の発生、通信状況により、やむを得ず本研修の開催を中止する場合があります。中止の判断基準は、東京社会福祉士会Pの「自然災害等発生時の研修及び行事等の開催についての判断基準(ガイドライン)」をご参照ください。



立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業 基礎分野研修Ⅲ・Ⅳ



矯正における動機づけ面接の基礎と応用

対象者の変化や自己決定を応援できるかかわりを考える

講師：外川江美氏（帝京大学文学部心理学科教授）

- 過去に犯罪や非行をした人の支援は、どのように関わったらよいかわからず躊躇してしまったり、手探りで生活支援を行うほかなかったりして、意欲はあっても困難を感じる場面があるのではないのでしょうか。
- 本研修は、日常的に対象者と関わる社会福祉士及び地域の支援者が、動機づけ面接を手がかりとして、対象者の変化や自己決定を応援できるような関係性や距離の取り方について学び、考える機会とします。意欲ある皆様のご参加をお待ちしています。



| | | |
|-------|---|---|
| 日時 | 研修Ⅲ：2025年1月26日（日） 研修Ⅳ：2025年3月23日（日） ※時間帯はいずれも13:30～16:40 | 研修Ⅲと研修Ⅳは 同じ内容です |
| 会場 | 東京都内の会議室（Ⅲ:立川、Ⅳ:JR山手線沿線。受講決定時にお知らせ） | |
| 受講対象者 | 地域において立ち直り支援に携わっている方 | |
| 定員 | 各18名 | |
| 申込 | 下記のリンクまたはコードで開く申込フォームよりお申込みください。東京社会福祉士会ホームページから本事業特設サイトと辿って開くこともできます。なお、応募締切日は、研修Ⅲは12月20日（金）、研修Ⅳは2月21日（金）です。 | |
| | 研修Ⅲの 申込フォーム  | 研修Ⅳの 申込フォーム  |

問合せ先：東京社会福祉士会事務局（TEL：03-5944-8466 MAIL：tachinaori.kensyu@gmail.com）

自然災害の発生、通信状況により、やむを得ず本研修の開催を中止する場合があります。中止の判断基準は、東京社会福祉士会Pの「自然災害等発生時の研修及び行事等の開催についての判断基準(ガイドライン)」をご参照ください。

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業のスケジュール（2024年度）

| 年月 | 地区会・支部への説明・サポート | 支部設立・事業 | 事業部主催の研修 | 広域ネットワークづくり | 媒体発行 | |
|------|-----------------|------------------------------|-------------------------|-------------|----------|-------|
| 2024 | 4月 | 地区会・支部への説明・サポート | | | | 第3号発行 |
| | 5月 | | あだち支部 ← 地域支援ネットワークづくり | | | |
| | 6月 | 地区会への事業説明 | おおた支部 ← 地域支援ネットワークづくり | | | |
| | 7月 | 個別相談への対応 | 江東支部 ← 地域支援ネットワークづくり | | | |
| | 8月 | | 松並支部 ← 地域支援ネットワークづくり | 基礎分野研修 | | |
| | 9月 | 支部設立・伴走支援 （随時実施 オンライン） | 西多摩支部 ← 地域支援ネットワークづくり | 専門分野別研修 | シンポジウム開催 | 第4号発行 |
| | 10月 | | 世田谷支部 ← 地域支援ネットワークづくり | | | 第5号発行 |
| | 11月 | | 三鷹武蔵野支部 ← 地域支援ネットワークづくり | | | |
| | 12月 | | 枝部 ← 地域支援ネットワークづくり | 専門分野別研修 | | |
| | 2025 | 1月 | | 基礎分野研修 | | 第6号発行 |
| | | 2月 | | 専門分野研修 | シンポジウム開催 | |
| | | 3月 | 活動実績発表 | 基礎分野研修 | | |

司法福祉に関するニュースを抜粋してお知らせします！

司法福祉ニュースレーダー



●来年6月に迫った「拘禁刑導入」、各刑事施設での対応は？

拘禁刑の導入を含む改正刑法の施行が来年6月に予定されています。それに先立ち、各刑事施設では被収容者の処遇の個別化や、社会復帰支援の拡充が急務となっています。その一環として、本年4月から全国の刑事施設では、被収容者を呼ぶ際に「呼び捨て」ではなく、姓に「さん」を付けて呼称するよう取り扱いが改められています。受刑者から職員への「先生」呼称も止めています。

また、受刑者の特性に配慮した支援モデル事業等も進められています。

▼長崎刑務所では、2022年10月から社会福祉法人（南高愛隣会）と業務委託契約を締結し、知的障害受刑者処遇・支援モデル事業を実施。

▼札幌刑務所では、2024年3月精神障害者処遇・社会復帰支援モデル事業を開始。こちらは北海道大学、北海道作業療法士協会、北海道精神保健福祉士協会、浦河べてるの家との協働で実施。

▼千葉県市原市に市原青年矯正センター（2023年4月開設）を開設。全国で初となる、知的障害・発達障害などがある若年受刑者を対象とした刑務所。概ね26歳未満の軽度知的障害、発達障害等を有する、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者が対象で、特性に応じた職業訓練等を実施。

一方で、名古屋刑務所で発生した暴行・不適正処遇事案（2022年）にみるように、「人権意識の希薄さ」「規律秩序の過度な重視」「自由に意見を言いにくい職場環境」「受刑者の特性に応じた処遇方法の検討・共有不足」といった環境要因が長らく刑事施設に根をおろしていた事実は否めません。

「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」の提言に示されたように、①処遇体制の充実、②サポート体制・マネジメント体制の充実、③刑事施設視察委員会制度の運用改善、④不服申立制度の運用改善、⑤組織風土の変革、⑥人勢の確保と育成の充実、⑦業務の効率化・合理化——といった組織改革が欠かせないものと考えられます。

※全国の刑事施設で拘禁刑導入への適切な対応が図られるよう法務省が進める取り組みの詳細は、こちらで確認できます↓

法務省：拘禁刑時代に向けた取組について

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse04_00005.html



●保護司制度見直しで検討会最終報告、改正法案提出へ向け準備本格化

時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇、活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件、職務内容の在り方などの見直し策を検討してきた「[持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会](#)」は10月3日、最終報告をとりまとめて法務大臣に提出しました。これを受け、法務省では保護司法の改正(最短で来年の通常国会に提出)に向けて本格的な準備作業に入っています。

今後講じていく施策等(持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会(報告書概要)より)

①推薦・委嘱の手順、年齢条件

●公募の取組を試行

・保護司の人脈のみに頼らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行。

●委嘱時上限年齢を撤廃

・社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢(原則66歳以下)を撤廃。

●任期の見直し

・長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、2年の任期を見直し。

●国際化への更なる対応

・保護司会の意向や地域の実情を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司や保護司活動の協力者として確保。

②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

●保護司活動の分担制はなじまない

・保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。ただし、多忙により活動に制約が生じてしまう現役世代にも配慮し、今後も活動の在り方を模索。

●デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減

・保護司専用HP(H@)の活用促進や利便性向上のための機能拡充、土日・夜間を含めて広く研修の機会を確保するためのリモート研修の実施。

●犯罪被害者等の心情等を十分に考慮した処遇の強化

・保護観察官及び保護司において、保護観察等対象者に、自らの犯罪の責任を自覚させ、被害者等の心情等を理解させることによって、誠実に被害弁償させたり、心からの謝罪の気持ちを持たせてこれを実行させたりするなど、適切な処遇を強化。

③待遇、活動環境

●報酬制はなじまない

・保護司活動は、労働の対価としての給与の支給を受けずに行われている崇高な社会貢献の取組。保護司の無償性は、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があるもの。

●保護司実費弁償金の充実

・幅広い年齢層の保護司が、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるよう保護司実費弁償金を充実。保護司組織の維持・強化に必要な保護司実費弁償金も充実。

●現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備

・保護司活動に関し、兼職の許可や職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことや、ボランティア休暇制度の対象とすることを働き掛けるなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。

●国際的な情報発信の一層の推進

・「国際更生保護ボランティアの日(4月17日)」を活用して、保護司や保護司制度の国際的な認知度を向上。

④保護司の使命

●保護司法制等の見直しを検討

・保護司の使命(第1条関係)、保護司の具備条件(第3条関係)、地方公共団体の協力(第17条関係)等の見直しを検討。

●保護司制度の在り方やその維持・発展のための方策等の検討

・持続可能な保護司制度の確立には、今後の我が国の社会情勢や人々の価値観の変化等に対応していく必要があることから、保護局において、少なくとも5年ごとに検討を実施。

⑤保護司の安全確保

●安心して保護司活動を継続するための取組の強化

・定期的な保護観察事件の点検、保護司の不安等の適時的確な把握、保護司が相談しやすい関係性の構築、保護司複数指名制の活用、保護観察官による直接関与などの取組を強化。

●保護司の家族への支援の充実

・保護司の家族の不安や負担を軽減できるよう、保護司の家族が互いに意見交換できるような機会を設けるなど、必要な支援を充実。

●面接場所・面接方法の選択肢の拡充

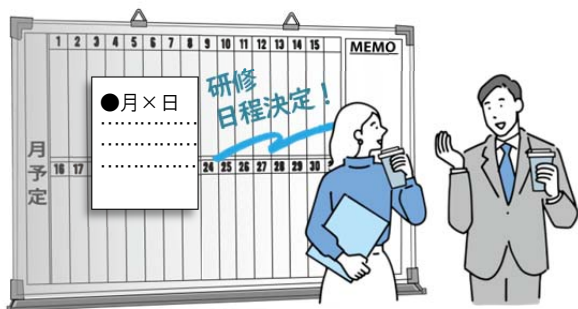
・更生保護サポートセンターの複数設置に加え、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所を拡充。

・面接方法に一律のルールを設けるのではなく、保護観察官や企画調整保護司が対面・オンラインで同席できるようにするなど、安全・安心が確保される面接方法の柔軟かつ円滑な選択を可能に。

●保護観察等の実施体制の強化

・ユニット制の導入を含む更生保護官署職員の配置の最適化や保護観察官の増員により、保護観察官が、保護司や保護観察対象者等の状況に応じて迅速かつ臨機に対応することができるような体制を構築。

(文責：立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部副部長／司法福祉委員会委員長・小林良子)



11月～2025年1月の動き



| 月日 | 予定 |
|-----------|---|
| 随時 | 事業説明会（各地区又はオンライン） |
| 11月26日（火） | 杉並支部（立ち直り杉並）しゃべり場 20時～21時（オンライン） |
| 12月1日（日） | 専門分野別研修Ⅲ「発達障害・知的障害のある人の支援者のための“暮らしのルール”の伝え方」（リモート）——詳細は11P参照 |
| 1月14日（火） | 杉並支部（立ち直り杉並）しゃべり場 20時～21時（オンライン） |
| 1月26日（日） | 基礎分野研修Ⅲ「矯正における動機付け面接の基礎と応用 対象者の変化や自己決定を応援できるかわかりを考える」（会場参集）——詳細は12P参照 |

リレーコラム

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部員が持ち回りで呟きます

更生保護施設職員の役割とは

竹田 純子

私は更生保護施設に勤めています。更生保護施設は、刑務所や少年院から出所・出院した人や保護観察中の人などで、直ちに自立更生することが困難な人を対象に、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。退園後の居所は、アパートや社員寮などをご自身で確保される場合もあれば、職員と一緒に物件探しを手伝うこともあります。

春先に入園された60歳代の男性は、年金収入はあるものの、病気の後遺症で身体と会話に支障があり、就労は難しく、緊急連絡先となる親族がいません。職員にはノウハウがないので地域包括支援センターに相談したところ、「我々が日々支援している方々と同じ状況ですね。高齢でご親族の支援がないと、民間アパートはなかなか難しいです」とのこと。困難事例と身構えていたのですが、よくあるケースなのか…と肩の力が抜けました。

思えば、職業柄、「入園者は前科・前歴というハンデがあるから、事情を理解している園の職員ができるだけ支援しなければいけない」という思い込みがあったのかもしれません。実際、入園者が犯罪に至った原因を辿れば、病気や怪我、浪費、人間関係の衝突など、よくあることの場合が多く、その解決には福祉の支援機関、医療機関、行政、地域のコミュニティなど、頼れる先が既にあります。更生保護施設の職員としては、その“橋渡し”をしていければ——と思います。

ちなみに、先述の男性は、包括から紹介していただいた不動産屋でアパートを見つけ、無事退園されました。